

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程のあらまし

- 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により地方公務員法が改正されたことに伴い、所要の改正を行います。
- 2 この規程は、公布の日から施行します。